

# 令和5年分の所得税等の還付に関する判定表

令和6年能登半島地震により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、災害減免法又は雑損控除の適用により、令和5年分の源泉徴収された所得税等や納付した所得税等の還付を受けられる場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？

<b>災害減免法</b> 住宅又は家財に受けた損害額が、その価額の2分の1以上、かつ、令和5年分の所得金額が1,000万円以下	<b>雑損控除</b> 損失額が所得金額の10%を超えている、又は、災害関連支出が5万円を超えている
--	---

該当する

令和5年分の確定申告をしましたか？

確定申告をした	確定申告をしていない
確定申告で、所得税等を納めることとなりましたか？ 還付されることとなりましたか？	給与所得者の方（給与の支払を1か所から受けていて年末調整済みの方）ですか？
(1)納めることとなった（又は、源泉徴収税額や予定納税額があるが、納める税金も還付される税金もなかった）	はい
(2)還付されることとなった	いいえ
左の(1)、(2)以外	所得税等を源泉徴収されていますか？
確定申告で、源泉徴収税額や予定納税額のすべてが還付されていますか？	はい
いいえ	いいえ
はい	

- ① 税務署にお手続き（更正の請求）をしていただくことで、所得税等が還付となります。
- ② 所得税等の還付手続の対象になりません。
- ③ 税務署にお手続き（確定申告）をしていただくことで、所得税等が還付となります。
- ④ 所得税等の還付手続の対象になりません。
- ⑤ 税務署にお手続き（確定申告）をしていただくことで、所得税等が還付となる場合があります。

(注) 令和6年能登半島地震により住宅や家財などに被害を受けた方は、令和5年分の還付手続の対象とならない方も、令和6年分の所得税等の軽減等を受けられる場合があります。

所得税等の還付に関するお手続きについて、詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。